

函 都 第 28 号
令和 5 年 2 月 1 日

静岡県知事 川勝 平太 様

函南町長 仁科 喜世志



(仮称) 函南太陽光発電事業に係る林地開発許可の取消しを求める要望書

(仮称) 函南太陽光発電事業 (以下「本事業」といいます。) につきまして、令和元年10月4日に函南町議会において「軽井沢地区におけるメガソーラー建設計画に対する反対決議」が全会一致で可決され、令和4年12月21日には静岡県議会において「県の林地開発許可の取消しを求める請願」が全会一致で採択されました。さらに、令和5年1月24日には本事業の共同事業者であります株式会社トーエネックが、本事業を進めることについては困難と判断し撤退を表明し、もう一方の共同事業者であります株式会社ブルーキャピタルマネジメントに対しても撤退を求めて交渉を継続しているという事実は、本事業の実現性・信頼性を大きく欠くことに繋がるものと考えます。また、株式会社トーエネックがこの判断をするに至った一つの契機として、令和3年7月3日に発生しました熱海市伊豆山地区の土石流災害の存在を挙げており、これはまさに、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第2項に規定する許可要件を満たしていないことを認めているものと判断できます。

本事業に対しましては、町は当初から不同意としていることに加え、町民、町議会、県議会も一体となり反対しているものです。当町としましては、町民の生活環境、自然環境に大きな影響を及ぼすとともに、災害発生リスクを増大させ町民の生命、財産を脅かす事業として本事業を捉えており、株式会社トーエネックの撤退を契機に他の事業者が参入し、森林法による林地開発許可を基に本事業を継続させ、開発が進められてしまうことに強い懸念があります。

しかしながら、株式会社ブルーキャピタルマネジメントが取得している林地開発許可につきましては、いまだ取消しには至っておりません。

また、県知事はリニア問題に当たっては「命の水を守る」ということを掲げていますが、本事業につきましても同様に「命の山を守る」という認識の下、本事業地における林地開発許可の取消しを行っていただくよう、町民の生命・財産を預かる地元自治体の責務として貴県に対し強く要望します。

担 当 建設経済部 都市計画課

電話番号 055-979-8117

FAX番号 055-979-8146

メールアドレス toshikei@town.kannami.lg.jp